

## 暴力団構成員等による民事執行妨害行為に対する取締りの強化について

〔平5.10.19 丁暴二発第100号、暴力団対策部暴力団対策第二課長から各管区警察局長(保)安部刑事課長、警視庁刑事部捜査第四課長、警視庁刑事部暴力団対策課長、各道府県警察本部刑事部暴力団(対策・取締)担当課長、各方面本部捜査課長あて〕

### (概要)

近年、暴力団員等による競売入札妨害事件が増加するなど、暴力団が民事執行手続に不当に介入し、これを有力な資金源としている状況がみられた。

本通達は、これらの事件を排除、防止するため、留意事項を掲げて、各都道府県警察における取締りの一層の強化を指示したものである。

主な指示項目の概要は、

- 裁判所との連携の強化
- 取締りの徹底
- 報告

等である。